

2023.02

カンボジア王国投資法



目次

TABLE OF CONTENTS

投資優遇措置	p. 8
投資保証	p. 9
指針 手続き	p. 10
カンボジア王国投資法	p. 12



新投資法の施行

2021年10月15日、カンボジア人及び外国人による質の高い投資を効果的かつ実行的に誘致 促進するための、開かれた、透明性 予測可能性が高い法的枠組みを確立することを目的として、新投資法が施行されました。

新投資法は、カンボジア開発評議会(CDC)またば 小1・特別市投資小委員会に登録された「適格投資プロジェクト(QIP)」、「適格投資プロジェクトの拡大プロジェクト(EQIP)」及び「投資保証のみを受ける投資プロジェクト(GIP)」に適用されます。



投資優遇措置 p. 8

新投資法は、重要な分野 投資活動への投資を促すために、税務上の基本的 追加的 特別優遇措置を含む 優遇措置を設けています。



投資保証 p. 9

新投資法は、投資家及びその資産の安全及び安定性を保証するための投資保証を設けています。

p. 10 指針 手続き

新投資法には、投資プロジェクトの登録や譲渡などの手続き等に関する基本的な指針が定められています。



新投資法における用語集



定義

投資プロジェクト

適格投資プロジェクト、適格投資 プロジェクトの拡大プロジェクト及び投資保証のみを受ける投資プロジェクトを意味します。

適格投資プロジェクト(QIP)

CDCまたは州・特別市投資小委員会から登録証明書を受けた投資プロジェクトを意味します。

裾野産業QIP

その製品の一部 全部が輸出産業に供給されるQIPを意味します。

国内志向型QIP

輸出を目的としないQIPを意味します。

輸出志向型QIP

その製品の一部 全部をカンボジア王国外の購入者または受領者に販売または移転するQIPを意味します。

適格投資プロジェクトの拡大プロジェクト(EQIP)

既存の生産ラインの拡大、同一製品の生産ラインの多様化による拡大、生産性の向上や環境保護を目的とした近代的技術の導入による拡大、基本的な通信サービスを提供するためのインフラの拡大を含む(その他の形態での拡大については、閣僚会議令において決定されます。)、あらゆる形態でのQIPの拡大を意味します。

投資保証のみを受ける投資プロジェクト(GIP)

CDCまたは州 特別市投資小委員会に登録され、GIPとして、税制上の優遇措置は享受せず、投資保証のみを享受することが明記されている投資プロジェクトを意味します。

投資法第24条

以下の分野及び投資活動は投資優遇措置の対象となる。

1. 革新的なハイテク産業及び研究開発
2. 付加価値の高い製品を持つ、革新性及び高い競争力を有する新産業や製造業
3. 地域及び世界の生産チェーンに貢献する産業
4. 農業、観光業及び製造業に関する裾野産業、並びに、地域及び世界の生産チェーン並びにサプライチェーンに貢献する産業
5. 電気 電子産業
6. スペアパーツ、組立て及び取付け産業
7. 機械産業
8. 国内市場や輸出を目的とした農業、農産業、農産加工業及び食品加工業
9. 優先分野の中小企業及びそのクラスター、並びに、工業地区及び科学技術革新地区の開発
10. 観光産業及びその他観光に関連する活動

11. 経済特区の開発
12. デジタル産業
13. 教育 職業訓練及び生産性の向上への投資
14. 健康分野への投資
15. 物理的なインフラの整備
16. 物流への投資
17. 環境管理 保護のための投資及び生物多様性 循環型経済の開発
18. グリーンエネルギー及び気候変動への順応 低減に資する技術への投資
19. 本法に列挙されていないその他のセクターおよび投資活動で、社会経済的発展の潜在的可能性を持つとカンボジア王国政府が見なしたものの



基本的優遇措置

QIPとして登録された投資活動は、以下の内、いずれかの優遇措置を選択することができます。

オプション1: 事業所得税の減免

分野 投資活動に応じて、最初に収入を得た時点から3~9年間の事業所得税の免除を受けることができます（ここにおける分野 投資活動及び事業所得税免除期間は、財政法 閣僚会議令において規定されます。）。

上記事業所得税免除期間経過後については、最初の2年間は75%、続く2年間は50%、最後の2年間は25%の事業所得税の免除を受けることができます。

更にオプション1には下記優遇措置が含まれます。

- 事業所得税免除期間中の前払税の免除
- ミニマム税の免除(独立監査人による監査報告書を提出することが条件)
- 輸出税の免除(他の法令に別段の定めがある場合を除く)

オプション2: 特別償却

- 税制上の特別償却による資本支出の控除
- 最長9年間、特定費用について最大200%の控除を受ける権利(ここにおける分野 投資活動及び特定費用 控除可能期間は、財政法 閣僚会議令において規定されます。)
- 分野 投資活動に応じた期間の前払税の免除(財政法 閣僚会議令において規定されます。)
- ミニマム税の免除(独立監査人による監査報告書を提出することが条件)
- 輸出税の免除(他の法令に別段の定めがある場合を除く)

上記オプション1及び2に加え、下記優遇措置を受けることができます。

①輸出志向型QIP及び裾野産業QIPは、建設資材、建設機器、生産設備及び生産資材について、関税、特別税及び付加価値税の免除を受けることができます。
②国内志向型QIPは、建設資材、建設機器及び生産設備の輸入に関して、関税、特別税及び付加価値税の免除を受けることができます(生産資材に関する優遇措置は、財政法 閣僚会議令において規定されます。)

追加的優遇措置

QIPとして登録された投資活動は、基本的優遇措置に加え、以下の追加的優遇措置を受けることができます。

- QIPの実施のための生産資材の購入に関する付加価値税の免税
- 以下の活動について課税標準から150%の控除
 - ①研究、開発及びイノベーション
 - ②カンボジア人労働者 従業員への職業訓練 技能の提供を通じた人材育成
 - ③労働者 従業員のための宿泊施設、合理的価格で食事を提供する食事場所 食堂、保育所及びその他施設の建設
 - ④生産ラインのための機械のアップグレード
 - ⑤住居から工場まで移動するための快適な交通手段、宿泊施設、合理的価格で食事を提供する食事場所 食堂、保育所及びその他施設等、カンボジア人労働者 従業員に対する福利厚生
- 閣僚会議令が定めるEQIPに対する事業所得税の免税

特別優遇措置

国家の経済発展に貢献する可能性の高い特定の分野や投資活動については、財政法が定める特別優遇措置を受けることができます。



投資保証

新投資法第5章では、投資保証及び投資保護について規定がなされています。なお、新投資法において、「投資家」とは、CDCまたば州 特別市投資小委員会に登録された投資プロジェクトを投資する者を意味します。

投資に対する損失に関する非差別

武力紛争、内乱または緊急事態により、投資が損失を被った場合において、合理的な返還 補償に関する法律または政策が存在する場合、投資家は、返還 補償 その他の経済的救済策に関して、差別を受けることなく取り扱われます。

国籍による非差別

外国人投資家は、憲法及び現行法令に規定されている土地所有権を除き、外国籍を理由とした差別的な取り扱いを受けることはありません。

資産の国有化の不実施

カンボジア政府は、投資家のカンボジア国内における資産に悪影響を及ぼしうる国有化措置を取りません。

収用の不実施

カンボジア政府は、公益性があり、かつ、以下の条件を満たす場合を除き、直接的または間接的に、承認された投資プロジェクトに影響を及ぼしうる収用やそれに類似した措置を取りません。

- 措置が差別なく行われること
- 公平かつ正当な補償が行われること
- 現行の収用に関する法及び手続きに沿って行われること

価格統制の不実施

カンボジア政府は、投資プロジェクト によって製造またはもたらされる製品及びサービスの価格を決定しません。



自由な外貨購入及び送金

投資家は、適用法令に従って、許可された金融中継システムを通じて自由に外貨を購入し、また、投資に伴う金融債務の弁済のために、それら通貨を本国に送金することができます。

知的財産の保護

投資家の知的財産はカンボジア王国の知的財産に関する法令に基づいて保護されます。

土地使用权

投資プロジェクトの実施を目的とした投資家の土地所有は、現行法令に基づき、カンボジア国籍を有する者にのみ認められます。投資家は、現行法令に基づき、経済的土地コンセッションまたは永借権 定期借地権を通じて土地を使用することができます。

雑則

投資家は以下の権利を有します。

- 投資プロジェクトを管理 運営する資格を有するカンボジア人従業員を見つけることができない場合に、現行法令で定められた人数を超えない範囲で、投資プロジェクトを管理 運営するために外国人従業員を雇用する権利(なお、外国人従業員の雇用許可は、実際の状況に基づくものであり、永続的なものではありません。)
- 投資プロジェクトの運営期間中、投資家自身、その配偶者及び未成年の子の長期滞在の一時許可を取得する権利
- 雇用契約期間中、外国人従業員並びにその配偶者及び未成年の子の長期滞在の一時許可を申請する権利
- 投資家自身及び外国人従業員の労働許可証を取得する権利

CDCまたは小ト1・特別市投資小委員会は、投資家の要請に応じて、現行の手続に従って、長期滞在の一時許可及び労働許可証等の申請に必要な投資家資格証明書の発行を行います。

投資プロジェクトの登録及び実施手続き

QIP、EQIPまたはGIPを実施するためには、CDCまたば州 特別市投資小委員会に申請書を提出する必要があります。新投資法は、投資プロジェクトの申請は、オンライン上で行うことができると定めています。なお、投資プロジェクト申請書には、閣僚評議令で定められだ情報を付する必要があります。

次に、CDCは、ワンストップサービスの仕組みを通じて、提案書の審査 決定を行います（ここでいうワンストップサービスの仕組みとは、CDCの調整の下、関係省庁の長からの意思決定権の付与 委譲に従って、CDCに常駐する関係省庁の代表者が投資プロジェクト申請書の審査及び決定を行うという仕組みをいいます。）。そして、申請された投資プロジェクトがネガティブリスト（別の閣僚評議令において規定されます。）に入っていない場合、CDCは20労働日以内に申請者に対して登録証明書を発行します。

詳細はCDCのホームページ(<http://www.cdc.gov.kh>)をご確認ください。オンライン登録はこちら(<http://qip.cdc.gov.kh/login>)から行うことができます。

登録証明書が発行された投資プロジェクトは直ちに実施することができます。もっとも、登録証明書の発行とは別に、法令上必要とされる許認可は取得する必要がありますので、ご注意ください。投資プロジェクトは、法令及び登録証取得のための要件に遵守しているかどうかについて、CDCが調整を行うワンストップサービスの仕組みを通じた検査の対象となります。

投資プロジェクトを実施する投資家は、CDCが定めるスケジュールに従って、投資プロジェクトの実施に関する報告書を提出しなければなりません（報告書の雛形に関する詳細は、CDCのガイドラインで規定されています。）。

投資プロジェクトの譲渡 合併

QIPに関する権利、特権及びその他の地位は、当該投資プロジェクトの譲渡 合併による場合を除き、第三者に移転することができません。投資プロジェクトの譲渡 合併が、現行法令に従い、かつ、CDCまたば州 特別市投資小委員会への申請書を通じて行われる場合には、優遇措置、投資保証及びそれらに付随する義務を失うことなく、これらを行うことができます（これらの詳細な手続は閣僚会議令において規定されます。）。

投資プロジェクトの取消し

以下のいずれかに該当する場合、投資プロジェクトは取り消されます（取消しの詳細な手続については閣僚評議令において規定されます。）。

1. QIPを継続して実施することができない場合
2. QIPを実施する法人が解散される場合
3. 現行法令が定める義務を履行しない場合
4. 環境、国防、公共の利益、国民の福祉に悪影響を及ぼす投資プロジェクトについて関連省庁 機関が求める場合、または、投資家が求める場合

投資家は、投資プロジェクトが取り消された場合であっても、税金及びその他の義務を免れることができません。

投資家は、現行の手続に従ってCDCまたは州 特別市投資小委員会に不服申立書を提出することによって、投資プロジェクトの取消しについて不服を申し立てることができます。また、不服を申し立てた投資家は、不服申立てに対する決定に不服がある場合には、管轄裁判所に訴えを提起することができます。

紛争解決

投資プロジェクトに関する投資家間の紛争は、紛争の当事者がCDCまたは州・特別市投資小委員会に書面で要請することによって、カンボジア開発評議会またば州 特別市投資小委員会による調停を通じて解決することができます。

CDCまたば州 特別市投資小委員会は、調停を求める書面を受け取ってから30日以内に、適切な解決策を見出すために、投資家及びその他の関係者との間での調停を行います。

この調停が不調に終わった場合、以下の機関を通じて紛争を解決することができます。

1. 当事者間で合意した国内または国際仲裁
2. カンボジアの管轄裁判所

経過措置

1994年投資法または2003年投資法において優遇措置が認められた投資は、新投資法においてはQIPとみなされます。1994年投資法または2003年投資法において優遇措置は認められていないが、投資保証は認められている投資は、新投資法においてはGIPとみなされます。新投資法公布以前にCDCまたは小ト1・特別市投資小委員会によって事業所得税の免除を認められているQIPは、残りの免税期間の間、引き続き事業所得税の免税を受けることができます。

新投資法施行の先にあるもの

投資法は、特に、デジタル産業、環境管理 保護、エネルギーの効率化、観光、職業訓練 技術の向上、物流、研究開発、インフラ整備等を含む19の投資分野及び活動のための投資優遇制度を設けることによって、外国投資を誘致するための新たな枠組みを定めています。

そして、同法の公布によって、経済基盤の多様化、イノベーションの支援及びコロナ禍における景気回復という観点から、カンボジアの競争力及び魅力が向上することが期待されています。



カンボジア王国投資法

第1章 総則

第1条：

本法は、カンボジア王国の社会経済的発展に向けた、カンボジア国民または外国人による、質が高く効果的かつ効率的な投資を誘致・促進するための、開放性、透明性、予測可能性、利便性を備えた法的枠組みの確立を目的としている。その具体策は次の通り。

1. 経済構造を多様化し地域的・世界的な危機への高い回復力を備えられるよう、カンボジアの競争力を強化する
2. 資本流入の増加と、技術、知識、ノウハウの移転を促すことにより、地元産業の近代化と生産性向上を実現し、地域的・世界的なサプライチェーンとの結びつきを強化する
3. 社会経済政策を支援する、透明性、予測可能性、非差別性、競争力を備えた投資優遇制度を確立する
4. 国益に沿った、包括的かつ公平な法的枠組みの確立を通じて、カンボジア王国における投資家の権利と正当な利益に対する保護を提供する

第2条：

本法は、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会（Municipal-Provincial Investment Sub-Committees）に登録されたすべての適格投資プロジェクト、拡張適格投資プロジェクト、保証投資プロジェクトに適用される。

第3条：

本法で使用される用語は以下のように定義される。

「**投資プロジェクト**」とは、適格投資プロジェクト、拡張適格投資プロジェクト、または保証投資プロジェクトを意味する。

「**適格投資プロジェクト**」または略称「**QIP**」とは、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会から登録証明書を受けた投資プロジェクトを意味する。

「**輸出適格投資プロジェクト**」とは、カンボジア王国外の購入者または受領者に、その製品の任意の一部を販売または移転するQIPを意味する。

「**裾野産業適格投資プロジェクト**」とは、その製品の任意の一部が輸出産業に供給される**QIP**を意味する。

「**国内指向型適格投資プロジェクト**」とは、輸出を行わないQIPを意味する。

「**拡張適格投資プロジェクト**」、または略称「**EQIP**」とは、既存の生産の拡張、同一ライン内における製品ラインの多様化を通じた拡張、生産性を向上させる、または環境を保護する新技術の使用を通じた拡張、基礎的な電気通信サービスを提供するためのインフラの拡張、または政令により決定されるその他の形態による拡張を含む、あらゆる形態によるQIPの拡張を意味する。

「**保証投資プロジェクト**」または略称「**GIP**」とは、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会に登録され、税制上の優遇措置の対象とならないGIPであることが明記されている投資プロジェクトを意味する。

「**営業日**」とは、カンボジア王国政府の公式の営業日である暦日を意味する。

「**生産投入物**」とは、石油製品と自動車の予備部品を除く、原材料、半製品および生産付属品、ならびに生産プロセスで転換される物品を意味する。

「**カンボジア法人**」とは、カンボジア王国の国内に事業所を持ち、かつ同国で登録されており、その株式の51パーセント以上がカンボジア国籍の者により保有されている会社を意味する。

「**建設機器**」とは、品質、快適さ、使いやすさの向上のため、構造物で使用されるか構造物に取り付けられるように組み立て、製造、または生産された機器を意味する。すなわち、ランプ、電線、光ファイバーケーブル、シンク、蛇口、浴槽、エレ

ベーター／エスカレーター、パイプであるが、エアコンは含まれない。任意のセクターの投資活動または投資プロジェクトのための空調機器の輸入は、財務管理法または政令で規定されている特定の優遇措置を受ける。

「**者**」とは、自然人または法人を意味する。

「**登録証明書**」とは、投資プロジェクトを承認する、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会が発行する証明書を意味する。

「**投資家**」とは、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会に登録された投資プロジェクトを実施する者を意味する。

「**投資活動**」とは、現行の法規制に従って、確立、取得、売却、移転、拡張、または合併され、かつ担当機関により書面で承認されたカンボジア王国における事業活動を意味する。

「**投資プロジェクト申請**」とは、QIPおよびGIPの設立のために、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会に対して、いずれかの者が提出した申請を意味する。この申請には、QIP拡張申請を含む1つまたは複数の段階が含まれる場合がある。

「**生産設備**」とは、自動車を除く、生産チェーンで実質的加工に用いられる重機、工作機械、およびその他の設備を意味する。任意のセクターの投資活動または投資プロジェクトのための自動車の輸入は、財務管理法または政令で規定されている特定の優遇措置を受ける。

「**建設資材**」とは、初期の建設段階または拡張時に、投資活動を実施するために用いられるQIPの建設機器を含む、建設において完全加工または使用される建設品目を意味する。

本条に記載されている建設資材、建設機器、生産設備は、投資プロジェクトに関連する技術基準と数量を満たすものとする。

「**申請者**」とは、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会に対して投資プロジェクトの登録を申請する者を意味する。

「**政令**」とは、カンボジア王国投資法の実施に関する政令を意味する。

第2章 カンボジア開発評議会

第4条：

カンボジア開発評議会、略称「CDC」は、開発協力、民間投資、および経済特区の監督・管理責任を有し、カンボジア王国政府の「最高機関（Etat-Major）」およびワンストップ・サービスの機能を担う執行機関として設置されるものとする。

第5条：

CDCは王国政府の首相が議長を務め、必要に応じて1名または複数の副議長とメンバーで構成される。本法第4条に規定された使命の効果的な実施を確保するため、首相は、その独自の裁量で、王国政府のメンバーまたはCDCの管理職に権限を委任し、一定範囲において、またはCDCの任意の活動において、その責務を遂行させることができる。かかる委任には、現行の法規制を遵守した予算と人的資源の管理および使用が含まれる。CDCのメンバーの任命は勅令によって行われる。

第6条：

CDCの組織構成は以下のとおりである。

- ・ CDCの事務総局
- ・ カンボジア協力開発委員会、略称「CCDB」
- ・ カンボジア投資委員会、略称「CIB」

CDCの事務総局、CCDB、およびCIBはそれぞれ1名の事務局長が主導し、必要に応じて副事務局長から支援を受ける。

CDCは必要に応じて、政令により、追加的な仕組みやメカニズムを設立することができる。

第7条：

CDCは国家予算の下に独自の予算を有し、法的効力のある契約を締結した公務員と従業員を有する。

第8条：

CDCの組織と機能は勅令により決定する。

第3章 州・特別市レベルの投資メカニズム

第9条：

投資家に提供されるサービスの実効性を向上させるため、民間投資の審査および承認と、投資プロジェクトに関連する紛争の解決は、州・特別市の「最高機関 (Etat-Major)」としてその投資小委員会を設置する王国政府の決定に従い、州・特別市に委任されるものとする。州・特別市投資小委員会の権利、権限、投資規模、ならびに組織および機能は、別の政令により決定される。

第4章 投資プロジェクトの登録および実施

第10条：

QIP、EQIP、またはGIPの実施を希望する者は、書面による申請をCDCまたは州・特別市投資小委員会に提出することとする。

投資プロジェクト申請は、ITプラットフォームを通じて行うことも可能である。

第11条：

投資プロジェクト申請には、政令で指定される必要情報も開示しなければならない。

第12条：

投資プロジェクト申請を受領した場合、CDCはただちにワンストップ・サービスのメカニズムを通じてその申請内容を審査し諾否を決定する。

本条第1項が規定するワンストップ・サービスのメカニズムでは、CDCによる調整の下、関連省庁・機関の責任者からの権限の割当て・委譲に従って、CDCに出向する関連省庁・機関の代表者が投資プロジェクト申請の審査・諾否決定を行う。

提案された投資プロジェクトが、政令により別途決定される非適格プロジェクトのリストに含まれない場合、CDCは20営業日以内に申請者に登録証明書を発行する。

登録証明書には、その他の登録と投資プロジェクトの実施に活用できるよう、登録された投資プロジェクトに関連する予備データを含む、識別番号を伴うバーコード、QRコード、もしくはその他の技術によるコードが添付される。投資プロジェクトの登録に加え、プロジェクト実施に関するコンプライアンス審査を要件として求める関係省庁・機関は、CDCが発行した登録証明書に添付された、識別番号を伴うバーコード、QRコード、もしくはその他の技術によるコードにすでに含まれている文書の提供を申請者または投資家に要求することはない。

第13条：

登録証明書を取得した投資プロジェクトは自動的に実施される場合があるが、現行の法規制で要求されるその他の許可の取得が、その投資プロジェクトについて免除されるわけではない。
すべての投資プロジェクトは、登録証明書の取得に関わる法律および要件の遵守を徹底するため、CDCが調整するワンストップ・サービスのメカニズムを通じた監視および検査の対象となる。

投資プロジェクトを実施する者は、CDCが設定した特定のスケジュールに従って、プロジェクトの実施に関する報告書を提供する必要がある。報告書のテンプレートの詳細な形式は、CDCの指針が決定する。

投資プロジェクトの実施に関する報告書を提出したとしても、CDCが必要と判断した場合、または投資プロジェクトの実施により影響を受けたと主張する者から申立てがあった場合は、現地の立入検査が免除される理由とはならない。

第14条：

州・特別市投資小委員会での投資プロジェクトの登録手順は、別の政令により決定される。

第5章 投資保証および保護

第15条：

投資家は、武力紛争、内乱または緊急事態のために投資が損失を被った場合、被害回復、補償、またはその他の経済的救済措置に関して平等な扱いを受ける。ただし、カンボジア王国政府の法律および政策が、被害回復または補償に対して妥当な対応が可能な場合に限る。

外国人投資家は、カンボジア王国憲法およびその他の現行規則が定める土地所有権に関する規定を除き、外国籍を根拠とするいかなる差別も受けることはない。

第16条：

カンボジア王国は、同国の投資家の資産に影響を及ぼしうる国有化政策を実施することはない。

第17条：

カンボジア王国は、承認済みの投資プロジェクトに直接的・間接的に影響を及ぼしうる収用を行ったり、収用に類似する措置を講じたりすることはない。ただし、公共の利益を目的とする、以下の条件を満たす収用などはその限りではない。

1. 差別の禁止
2. 公平かつ公正な補償
3. 収用に関する現行の法律および手順の遵守

第18条：

カンボジア王国政府は、投資プロジェクトが創出／提供する製品またはサービスの価格を設定することはない。

第19条：

投資家は、準拠法に従って外貨を自由に購入し、投資に関連する金融債務を決済する目的で、認可を受けている仲介銀行を通じてそれらの外貨を回金する資格を有する。このような送金の対象には以下が含まれる。

1. 当初資本拠出などの資本拠出
2. インカム、キャピタルゲイン、配当、ロイヤルティ、ライセンス料、運用・技術的アシスタント手数料、利子、ならびにその他投資収入
3. 投資プロジェクトを実施する会社の、全部または一部の売却または解散による収入
4. 輸入の対価支払いと、融資の元本・利子の回金
5. 内乱、国による収用または没収があった場合の補償の支払金
6. 裁判所の決定または仲裁裁定などによる紛争の解決に起因する支払金
7. その他の収入および従業員の給与

第20条：

投資家の知的財産は、カンボジア王国の知的財産に関連する法規制の下、保護される。

第21条：

投資プロジェクトの実施を目的とする投資家の土地所有権は、現行の法規制に従い、カンボジア国籍の者にのみ付与される。

投資家は、現行の法規制に従い、経済的土地コンセッション（営業権）または無期限長期リースもしくは固定期間リースを通じて、土地を使用する権利を有する。

第22条：

本法に従って投資家と見なされる者は、以下の権利を有する。

1. 投資プロジェクトの管理または運営に適格なカンボジア人従業員を見つけることができない場合、現行の法規制が規定する数を超えない定数内で、投資プロジェクトの管理または運営を目的として外国人従業員を雇用する権利。外国人従業員の雇用許可はその時点の状況に基づくものであり、恒久的なものではない。
2. 投資プロジェクトの運営期間中、本人、その配偶者および未成年の子について、一時的な長期滞在許可を取得する権利。
3. 雇用契約の有効期間中、外国人従業員、その配偶者および未成年の子について、一時的な長期滞在許可を請求する権利。
4. 自分自身と外国人従業員の労働許可証と雇用ブックを取得する権利

CDCまたは州・特別市投資小委員会は、投資家の要求に応じて、投資プロジェクトに関与する者の投資状況を証明する文書を発行する。同文書は、現行手続きに従い、一時的な長期滞在許可、労働許可証、雇用ブックを申請する場合に加え、その他の必要な目的のために使用される。

本条に記載されている労働許可証と雇用ブックを申請するための特別手順は、CDCと労働担当省の共同の大臣令（Prakas）に規定される。

本条に記載されている一時的な長期滞在許可を申請するための正規手続きと特別手順は、別の政令により決定される。

第23条：

投資家は、CDCまたは州・特別市投資小委員会に登録された投資プロジェクトに関するアフターケアサービスを受ける権利を有する。

本条第1項に記載されている、投資プロジェクトのアフターケアサービスの提供に関する条件、形式、および手順は、政令が決定する。

第6章**投資優遇措置****第24条：**

以下の投資セクターおよび活動は、投資優遇措置の対象となる。

1. 技術革新や研究開発を伴うハイテク産業
2. 革新性に富み競争力の高い新たな産業、高い付加価値を持つ製造業
3. 地域的および世界的な生産チェーンに供給を行う産業
4. 農業、観光業、製造業、地域的および世界的な生産チェーンとサプライチェーンを支える産業
5. 電気および電子産業
6. 予備部品、組立ておよび設置産業
7. 機械および機器産業
8. 国内市場向けまたは輸出向けの農業、農産業、農産加工業、および食品加工業
9. 優先セクターの中小企業と、中小企業クラスター展開、工業団地、および科学・技術・イノベーションパーク
10. 観光および観光関連の活動
11. 経済特区
12. デジタル産業
13. 教育、職業訓練および生産性向上
14. 医療
15. 物理的インフラ
16. 物流
17. 環境の管理と保護、生物多様性保全および循環型経済
18. グリーンエネルギー、気候変動の適応および緩和に寄与する技術
19. 本法に列挙されていないその他のセクターおよび投資活動で、社会経済的発展の潜在的可能性を持つとカンボジア王国政府が見なしたもの

第25条：

本法第24条に列挙されているセクターおよび投資活動であって、非適格プロジェクトのリストに記載されていないものは、QIPステータスを証明する登録証明書の取得後、税および関税またはそのいずれかの基礎優遇措置の全部または一部を享受する。

本法第24条に列挙されているセクターおよび投資活動で、税および関税の両方の優遇措置の対象とならないものは、政令の非適格プロジェクトのリストに記載される。

第26条：

QIPとして登録された投資活動は、以下の2つの選択肢から基礎優遇措置を選択することができる。

選択肢1：

- セクターおよび投資活動に応じて、最初に利益を計上した時点から3年間～最大9年間の事業所得税（Income Tax）の免除。対象となるセクターおよび投資活動と、事業所得税の免除期間は、財務管理法および政令またはそのいずれかにより決定される。事業所得税の免除期間の満了後、QIPは以下のように、納税総額に比例する累進税率で事

- 業所得税を支払うことができる
 - 最初の2年間について25パーセント
 - 次の2年間について50パーセント
 - 最後の2年間について75パーセント
- 事業所得税免除期間中の前払事業所得税の免除
- 独立した監査報告が実施されていることを条件とするミニマム税の免除
- その他の法規制で別途定めがない限りにおいて輸出税の免除

選択肢2:

- 現行税制で規定されている特別償却による資本支出の控除
- 最大9年間、発生した特定費用の最大200パーセントを控除する権利。対象となるセクターおよび投資活動、特定費用、および控除期間は、財務管理法および政令またはそのいずれかにより決定される。
- 財務管理法および政令またはそのいずれかにより決定される、セクターおよび投資活動に基づく特定期間の前払事業所得税の免除
- 独立した監査報告が実施されていることを条件とするミニマム税の免除
- その他の法規制で別途定めがない限りにおいて輸出税の免除

本条第1項に記載されている優遇措置に加えて以下がある。

- 輸出QIPおよび裾野産業QIPは、建設資材、建設機器、生産設備および生産投入物の輸入について、関税、特別税、および付加価値税の免除を受けることができる。
- 国内指向型QIPは、建設資材、建設機器、生産設備の輸入について、関税、特別税、および付加価値税の免除を受けることができる。生産投入物に対する優遇措置は、財務管理法および政令またはそのいずれかにより決定される。

経済特区に所在するQIPは、本法に規定されているその他のQIPと同じ優遇措置および保護を受けることができる。

第27条:

本法第26条に定められた基礎優遇措置に加えて、QIPとして登録された投資活動には、以下のような追加的優遇措置がある。

- QIPの実施のための、地元で生産された生産投入物の購入に対する付加価値税の免除
- 以下の活動のいずれにあっても、課税標準から150パーセントの控除
 - 研究、開発およびイノベーション
 - カンボジア人労働者・従業員への職業訓練とスキル向上の機会提供を通じた人材育成
 - 労働者・従業員向けの、手頃な価格で食品の販売が行われる宿泊施設、フードコートまたは食堂と、保育所、およびその他の施設の建設
 - 生産ラインに活用される機械のアップグレード
 - 自宅から工場に通勤するための快適な交通手段や、手頃な価格で食品の販売が行われる宿泊施設、フードコートまたは食堂と、保育所、およびその他の施設など、カンボジア人労働者・従業員向けの福利厚生
- 政令により決定される、QIP拡張に対する事業所得税免除の権利

第28条:

本法第26条および第27条に定められた優遇措置に加えて、国家の経済発展に寄与する潜在的可能性が高い特定のセ

クターおよび投資活動は、財務管理法が規定する特定の特別優遇措置を享受できる場合がある。

第7章
投資プロジェクトの買収、売却または合併

第29条:

QIPの権利、特権、およびその他の資格は、投資プロジェクトの買収、売却、および合併を通じた譲渡を除き、いかなる第三者にも譲渡できない。

第30条:

投資プロジェクトは、準拠法に従い、かつCDCまたは州・特別市投資小委員会への書面による要求を通じて買収、売却、または合併が行われる場合、優遇措置、投資保証、およびそれに付随する義務を喪失することなく買収、売却、または合併を行うことができ、この場合の詳細な手順は政令により決定される。

第8章
投資プロジェクトの無効化

第31条:

以下のいずれかに該当する場合、投資プロジェクトは無効となる可能性がある。

- QIPの実施の継続が不可能である
- QIPを実施する法人が解散した
- 現行の法規制に定められた義務の不履行がある
- 環境、国家の安全保障、公共の利益、または国民の福祉に投資プロジェクトが悪影響を及ぼしているという理由で、関連省庁・機関、または投資家から投資プロジェクトを無効とすることに関する要求を受けた。

第32条:

本法第31条の1に基づく無効化の場合、投資家は、CDCまたは州・特別市投資小委員会に対し、直接または権限を有する代表者を通じて、無効化を申請するものとする。無効化の要求は投資家または権限を有する代表者が署名し、補足文書で、投資プロジェクトの継続が不可能である理由を述べるものとする。

本法第31条の2に基づく解散による無効化の場合、その解散が自主的な清算および解散によって行われているならば、投資家は、CDCまたは州・特別市投資小委員会に対し、直接または権限を有する代表者を通じて、無効化を申請するものとする。

本法第31条の2に基づく解散による無効化の場合、その解散が裁判所の決定によって行われているならば、投資家は、CDCまたは州・特別市投資小委員会に直接無効化を申請し、最終的な裁判所の決定文書、QIPを実施する法人の解散関連文書、さらに無効化されるQIPに関する利害表明書を同封するものとする。QIPは、本法第31条の3に定められた条件に従い、CDCまたは州・特別市投資小委員会の裁量で無効化されることがある。

本法第31条第1項から第4項に基づく、要請による無効化と裁量による無効化の詳細な手順は、政令により決定される。

第33条:

投資プロジェクトが無効とされた場合でも、投資家は、税金支払い義務やその他の義務の履行を免れることはない。

第34条：

投資家は、現行の手順に従ってCDCまたは州・特別市投資小委員会に不服申立書を書面で提出することにより、投資プロジェクトの無効化に異議申立てを行うことができる。

異議申立てがあった場合、CDCまたは州・特別市投資小委員会がその異議申立てについて決定を下すものとする。

上記の決定に満足できない場合、異議申立てを行う投資家は、カンボジア王国の該当する裁判所に不服申立てを行うことができる。

第35条：

投資プロジェクトが無効となった場合、投資家は残余資産を海外に移転するか、カンボジア王国で使用することができる。投資プロジェクトが輸入された建設資材、建設機器、生産設備または生産投入物を使用し、5年未満の関税、特別税、および付加価値税の免除を受けている場合、投資家は、建設資材、建設機器、生産設備、およびその他の生産投入物について税金を支払う義務を負い、これは現行の法規制に従って、政令により決定されるものとする。

第9章 紛争および紛争解決

第36条：

投資プロジェクトに関する投資家間の紛争は、紛争のいずれかの当事者からCDCまたは州・特別市投資小委員会への書面による要求が有った場合に、現行の手続きに従い、調停を通じてCDCまたは州・特別市投資小委員会がこれを解決することが可能となる。

書面による調停の要求を受領してから30日以内に、CDCまたは州・特別市投資小委員会は、適切な解決策を見出すため、必要に応じて投資家およびその他の利害関係者との調停を手配する。

上記の調停が奏功しなかった場合、その紛争は以下を通じて解決することが可能となる。

- 紛争当事者らの合意による、カンボジア王国内外での仲裁
- カンボジア王国内の紛争を管轄する裁判所

第10章 実施

第37条：

本法の施行を受け、カンボジア王国政府は、本法の条項の効果的かつ包括的な実施を目的として、カンボジア王国投資法の実施に関する政令を公布するものとする。

第11章 経過規定

第38条：

以下の政令は、新たな政令または法的文書に置き換えられるまで、完全な効力を維持するものとする。

- カンボジア王国投資法の改正の実施に関する2005年9月27日付政令第111 ANK/BK号
- 州・特別市投資小委員会の設立に関する2021年6月8日付政令第79号
- カンボジア王国投資法の改正の実施に関する2005年9月27日付政令第111号の付属書1第1項の改正に関する2007年4月23日付政令第34 ANK/BK号
- カンボジア開発評議会の組織と機能に関する2016年4月5日付政令第60 ANK/BK号
- カンボジア王国投資法の改正の実施に関する2005年9月27日付政令第111号第15条の改正に関する2019年2月13日付政令第33 ANK/BK号
- 経済特区の設立および管理に関する2005年12月29日付政令第148号ANK/BK
- その他の関連する法的文書

第39条：

CDCは、カンボジア開発評議会の組織と機能に関する勅令が公布されるまで、その任務を引き続き遂行する。

第40条：

投資優遇措置を受け、1994年8月5日付王国法第03/NS/94号により公布されたカンボジア王国投資法、および2003年3月24日付王国法第NS/RKM/0303/009号により公布されたカンボジア王国投資法の改正に関する法律により承認された投資は、本法および関連する政令の下でQIPと見なされる。

投資優遇措置を受けていないが投資保証を受けており、1994年8月5日付王国法第03/NS/94号により公布されたカンボジア王国投資法、および2003年3月24日付王国法第NS/RKM/0303/009号により公布されたカンボジア王国投資法の改正に関する法律により承認された投資は、本法および関連する政令の下でGIPと見なされる。

本法公布前に事業所得税の免除を受ける資格を有していたQIPは、残存する事業所得税の免除についての優遇措置を引き続き受けるものとする。

第12章 最終規定

第41条：

1994年8月5日付王国法第03/NS/94号により公布されたカンボジア王国投資法、および2003年3月24日付王国法第NS/RKM/0303/009号により公布されたカンボジア王国投資法の改正に関する法律、ならびに本法に反するその他の規定は、これを廃止する。

第42条：

本法は直ちに公布される。



カンボジア開発評議会(CDC)

住所: Government Palace, Sisowath Quay,
Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia
ウェブサイト: www.cdc.gov.kh

カンボジア投資委員会(CIB)

電話: 098 / 099 799 579 (直通)

Email: helpdesk@cdc.gov.kh info@cdc.gov.kh

ウェブサイト: www.cdc.gov.kh

中国デスク chinadesk@cdc.gov.kh

欧州デスク eudesk@cdc.gov.kh または info@eurocham-cambodia.org

日本デスク japandesk@cdc.gov.kh

韓国デスク koreadesk@cdc.gov.kh

営業時間

月曜日から金曜日

午前: 7時30分から11時30分まで 午後: 2時から5時30分まで (カンボジア時間)

ក្រុមប្រឹក្សាអភិវឌ្ឍន៍កម្ពុជា

The Council for the Development of Cambodia

Telegram & WhatsApp

+855 99 799 579

+855 98 799 579

カンボジア王国投資法

LAW ON INVESTMENT
OF THE KINGDOM OF CAMBODIA